

# 法 律 の ボ ツ

## 取りたい! vol.74

# そこが知りたい！

vol.74



## 今月のツボ法律家

hayashi kentaro

# 林 健太郎 さん

公認会計士 税理士 行政書士

- 出身地／鳴門市
  - よく手がけている事案／法人・個人税務顧問、相続税・贈与税申告、会社設立、会計監査
  - 好きな言葉・座右の銘／クライアントファースト

連絡先／林会計事務所 鳴門市瀬戸町堂浦字浦代 41  
TEL／088-688-2657  
<http://www.kh-kaikei.com/>

日本を代表する大手企業の財務経験を活かして、中小企業をサポートしたい

一橋大学の経済学部を卒業後、公認会計士の資格をとって、監査法人トーマツへ就職しました。ここは、従業員が6000人(当時)いる、日本有数の監査法人です。同期入社した公認会計士が200人もいましたし、顧問先リストにも、日本を代表するような大企業の名前がズラリと並んでいました。売上高が数兆円規模の大企業がいったいどんな財務体質をもっているのか。強さや成長の秘密は何か。大手企業の内部を、つぶさに見つめ勉強できる職場もありました。

大企業の会計監査は、社内でチームを組んで担当ていきます。私は主に製造業のクライアントを担当することが多く、イギリス、オーストラリア、インドなど現地の工場を視察するための海外出張もたくさん行かせてもらいました。

トーマツでは丸7年勤務して、今度は「税理士の勉強もやってみよう」と思い、大手税理士法人に転職しました。こちらも、従業員が400人(当時)いる、日本最大規模の税理士法人。ここで丸2年勤務して、今年6月に家族を連れて東京から徳島へ戻って来たのです。徳島で暮らすことは、東日本大震災の前から考えていたことです。子どもを育てるのは、自然がある場所がいい。そもそも公認会計士という仕事を選んだのも、資格と経験があれば、いつでも徳島に帰って来れると思ったからでした。

徳島に帰ってきてからも、大阪の大同監査法人に所属して会計士の仕事もしています。また徳島では、上場企業のようすをつぶさに見てきた経験を生かして、中小企業をサポートしていくたいと思っています。できれば中小企業の成長に大きく貢献したい。地域の活性化を生みだすようなサポートをしていきたいと思っています。

生きる  
Q

生きているうちに息子に財産をあげたい

息子に「お金が必要なので用立ててほしい」と頼まれました。生きているうちに子どもに財産を分け与えた場合、税金はどうなりますか？また、税金対策のようなものがありましたら、教えてください。

生きているうちに息子さんへ財産を分け与えた場合、110万円以上であれば「贈与税」という税金がかかってきます。いくらかかるのかと、いうと、(分け与えた財産の金額 - 110万円) × 10% 50%。この、10% 50% の部分は、分け与えた財産の金額によって変わってきます。たとえば息子さんに300万円を渡した場合、贈与税は(300万円 - 110万円) × 10% = 9万円です。

税がかかります

②配偶者への自宅贈与

婚姻期間が20年以上のご夫婦の場合、配偶者への自宅贈与は2000万円まで非課税になっています。夫名義の財産が多い場合、亡くなつたときの財産の金額によつては相続税がかかるかもしれません。この制度を利用しておけば財産が分散できて節税対策になります。制度を利用した場合、税務署への申告が必要です。また、自宅が国内であること等、いくつか条件もあります。

③親や祖父母からもらうマイホーム資金には大幅な非課税枠

平成23年も残りわずかですが、今年中に親や祖父母から住宅資金をもらった場合には、一定の要件の下に1000万円の非課税枠があ

このほか、相続税対策になりますが、面倒を見てもらつてはいる息子の嫁等を養子に迎えて、相続人の頭数を増やすという方法もあります。

ただし、税金対策のみの目的のものは認められません。また、後日のトラブルを避けるため、良識のある適任者を選ぶ必要があります。

# 資産を次世代へ 上手に渡す方法

A

②配偶者への自宅贈与

婚姻期間が20年以上のご夫婦の場合、配偶者への自宅贈与は2000万円まで非課税になっています。夫名義の財産が多い場合、亡くなつたときの財産の金額によつては相続税がかかるかもしれません。この制度を利用しておけば財産が分散できて節税対策になります。制度を利用した場合、税務署への申告が必要です。また、自宅が国内であること等、いくつか条件もあります。

③親や祖父母からもらうマイホーム資金には大幅な非課税枠

平成23年も残りわずかですが、今年中に親や祖父母から住宅資金をもらった場合には、一定の要件の下に1000万円の非課税枠があ

このほか、相続税対策になりますが、面倒を見てもらつてはいる息子の嫁等を養子に迎えて、相続人の頭数を増やすという方法もあります。

ただし、税金対策のみの目的のものは認められません。また、後日のトラブルを避けるため、良識のある適任者を選ぶ必要があります。

生きているうちに息子さんへ財産を分け与えた場合、110万円以上であれば「贈与税」という税金がかかってきます。いくらかかるのかと、いうと、(分け与えた財産の金額 - 110万円) × 10 ~ 50%。この、10 ~ 50%の部分は、分け与えた財産の金額によって変わってきます。たとえば、息子さんに300万円を渡した場合、贈与税は (300万円 - 110万円) × 10% = 19万円です。

贈与税は個人から個人に財産をあげたときにかかる税金。財産をもらった人が税務署への申告と支払いをすることになります。

ちなみに「相続税」は、亡くなつた方の財産を引き継いだときにかかる税金です。一般的には「 $50000\text{万円} + a$ 」の基礎控除（いわゆる非課税枠）のある相続税のほうがメ

リットがあるように思われますが、生前に財産分与ができ、確実にあげたい人へ財産をあげられる点や、方法によつては税金を低くおさえられる点を考えると、生前の贈与も意義あるものだと思われます。以下は贈与税の負担を軽減するための方策です。資産を次世代へ上手に渡していくために、代表的なものをいくつかご紹介していきましょう。

\*生前に財産分与を行う場合の基本控除については、様々な注意点があります。くわしくは専門家にご相談下さい。

# 050

歳をとるほど  
人生は楽しむ  
**12**  
Decem  
2011  
Vol.10 N  
500yen

徳島の冬の味覚  
**木頭ゆず**

来年は良い年に!  
**お正月の  
正しい迎え方**

**素敵な  
クリスマス**

ケーキ、  
イルミネーション、  
ディナー



**大人の  
雜貨**

大  
人  
の  
雜  
貨

幸せ  
ちよつと  
贊沢、  
ちよつと  
ちよつと